

議案第290号

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例案

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次条及び第5条」を「次条」に改め、同条第4号中「第36条の3」を「第36条の2」に、「並びに第33条第2項を除く。）及び第94条」を「を除く。）」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等に係る規定を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (抄)

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第1条から第14条の4まで及び次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1)-(3) 省 略

(4) 保育所 設備運営基準第32条から第36条の3まで(第32条第2号及び第3号並びに第33条第36条の2

第2項を除く。)及び第94条

(5)-(13) 省 略

(保育所の保育士の数に係る基準)

第5条 保育所の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあっては、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね25人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上)、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上(認定保育所^にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上)とする。ただし、1の保育所につき2人を下ることはできない。

第6条-第7条 省 略

第5条 第6条